

墨田区特別職の期末手当支給月数改定案

【案】 一般職員特別給（勤勉手当を含める。）支給月数の増加率と同一の割合による増加

現行月数	勧告月数	増加月数	増加割合()	増加月数	増加後年間支給月数
4.45	4.55	0.10	2.247%	3.56月 × 2.247% = 0.08月	3.56月 + 0.08月 = 3.64月

小数点以下第4位四捨五入

	現行	改定案（R4年度）	R5年度以降
6月	1.655月	1.655月	1.82月
12月	1.655月	1.735月	1.82月
3月	0.25月	0.25月	
合計	3.56月	3.64月	3.64月